

台風6号接近に伴う授業実施について

【暴風警報発令時の場合】

暴風警報が岐阜県（美濃地方）に発令された場合は、次の基準により授業を実施します。

なお、暴風警報発令により授業が休講された場合においても補講が行われます。

- a. 午前7時までに解除された場合は、平常通り第1時限から授業を行う。
- b. 午前7時から午前11 時の間に解除された場合は、第3時限からの授業を行う。
- c. 午前11時以降に解除された場合は、当日の授業はすべて臨時休講する。

【注意】大雨・洪水警報が発令されていても、特別警報又は暴風警報が発令されていなければ、休講にはなりません。ただし学生自身の居住地域、通学経路が危険な状況と予想される場合は根拠となる資料を後日提示することで個別に公認欠席を認めます。身の安全を最優先で判断してください。

※上記（a.）の場合は平常通りの大学専用の送迎バスの運行があります。

（b.）の場合は大学への専用送迎バスの運行はありませんが、帰りの運行があります。また、食堂は（b.）と（c.）のケースはありません。各自で食事の用意をしてください。